

「かんぽ生命の学資保険の改定」について

社団法人 生命保険協会
平成24年11月15日

生保協会のこれまでの主張

- 当会では、健全な生命保険市場の発展の観点から、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務範囲の拡大は容認できない旨、繰り返し主張してきた。
- 特に、現在新規業務の認可申請がされている学資保険の改定については、これまで、以下の3つの取り組みや調査審議が行われない限り、到底容認できない旨を主張してきた。

- 「公正な競争条件の確保」の観点から、日本郵政株式会社の事業計画において、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取り組みが進められること。
- 郵政民営化法において、認可申請があった場合は「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮するとされていることに則し、今般の学資保険の改定がマーケットや民間生命保険会社の経営に与える影響等を十分に考慮すること。
- かんぽ生命のビジネスモデルの具体像が早期に示されるべきであり、その「ビジネスモデルの革新」は、生命保険市場の機能を歪めない形で進められるべき。郵政民営化委員会において、それらを検証する過程で、今般の学資保険の改定が、かんぽ生命のリスク管理・リターンの確保、国民全体の利益の最大化等にどのように貢献・寄与するのか、十分かつ慎重に検証を行うこと。

政府出資解消に向けた取組み(かんぽ生命の株式処分スケジュール)について

＜郵政民営化法第7条第2項＞

日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする。

＜参議院附帯決議＞

金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。

＜親会社を有する会社の上場に対する当取引所（東証）の考え方について（H19.6.公表）＞

- …子会社上場の特性を十分に配慮の上、株主への権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましい。

＜中核的な子会社上場に関する証券取引所の考え方（H19.10公表）＞

- 中核的な子会社上場については各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に判断していくこと。

＜H24.10.29 第88回郵政民営化委員会資料「日本郵政グループの株式上場等」＞

- 日本郵政の株式の処分について、「3年以内の上場を目指して体制の整備」を図る。
- 金融2社の株式の処分については、「持株会社の株式の2分の1の処分までに方針の明確化」を図る。

- 「公正な競争条件の確保」の観点から必要なかんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが、何ら示されていない。
- 金融二社の株式処分スケジュールが示されない場合、金融二社の株式に対する市場の評価が日本郵政の株式価値に多大な影響を与えるとの前提に立てば、日本郵政の新たな株主が、かんぽ生命の株式の処分について反対する可能性も想定され、かんぽ生命の株式完全処分を規定している郵政民営化法の趣旨が損なわれる恐れがある。
- 透明性確保や適切な情報開示の重要性が高まっている中、日本郵政の成長戦略や中核的子会社となる金融二社の株式処分スケジュールが不透明なままでは、投資家の正しい企業価値判断を損ねる懸念がある。

- 日本郵政の上場計画とあわせて、速やかにかんぽ生命の株式処分の具体的なスケジュールが示されるべきだが、現時点では何ら示されておらず、学資保険の改定は到底容認できない。

マーケットへの影響等の十分な確認・検証について①

＜郵政民営化法第138条第4項＞

- ・・・次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

＜H24.10.12 第86回郵政民営化委員会議事要旨（金融庁発言）＞

- かんぽ生命の学資保険についても他社のシェアに一切影響がないという相当粗い前提であるが、財務の健全性や業務の適切性の議論の前提であり、合理的な販売計画を詰めなければならない。
- かんぽ生命の説明では、他社のシェアを奪うものではなく、学資保険そのものの未加入者を掘り起こすことで全ての販売増を吸収するとするなど、粗い前提。

＜H24.11.9 中塚金融担当大臣記者会見の概要（金融庁HP抜粋）＞

- 10月12日、郵政民営化委員会の求めに応じて、それまでの審査の状況というのを説明した。学資保険については、新商品の販売見込みや収支計画の検討が不十分であり、また、商品改定により販売が増加しても、他社シェアに影響を与えないとの前提が粗いのではないか等、様々な課題について議論している状況である。
- これまで相当な頻度で議論を積み重ねてきましたが、審査はまだ十分に進捗していないと思っている。従って、結論を出せる段階にはない。

【出生数と学資保険の販売件数の推移】

出典：インシュアランス生命保険統計号、生命保険事業の概況、人口動態統計

	S48	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出生数(人)	209.1万	106.2万	109.3万	109.0万	109.1万	107.0万	107.1万	105.1万
販売件数(件)	123.0万	70.3万	63.9万	59.6万	60.3万	64.3万	72万	66.2万
割合	58.8%	66.1%	58.4%	54.7%	55.3%	60.1%	67.3%	63.0%

- 今般の学資保険の改定が、マーケットや他の生命保険会社との適正な競争関係に与える影響は、不透明な状況。
- また、出生数に占める販売割合は6割前後で一定であり、他の生命保険会社のシェアに影響を与える可能性が懸念されるなか、具体的な販売計画（未加入者をいかに掘り起こすか）の確認・検証が必要と考えられるが、それも不透明な状況。

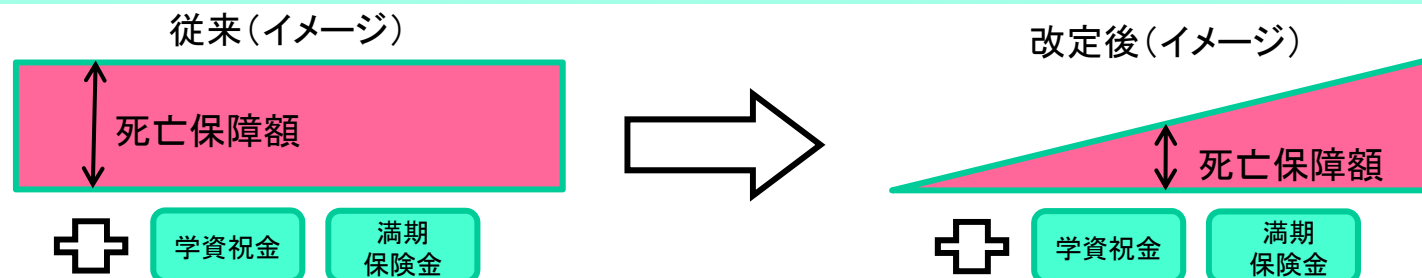
マーケットへの影響等の十分な確認・検証について②

<かんぽ生命の認可申請理由>

- 学資保険の改定により、商品の魅力を向上させ、収益の確保による経営の安定化を図ることが、株式上場に向け市場の高い評価を得ていくために必要である。

<郵政民営化委員会の調査審議に関する所見>

- 金融二社の経営状況の観点については、「民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化といった事項を中・長期的観点から勘案する」とされている。



- 今般の学資保険の改定は、お客さまの受取率の向上に対して、かんぽ生命の収益性は低下することとなるため、収益性(企業価値)向上に向けて、販売量の増大が必要と想定される。
- また、かんぽ生命は、「ファーストコンタクトの商品として学資保険は重要」としていることから、単純な学資保険の改定にとどまらず他の商品販売拡大への積極的活用も想定していると考えられる。

- 日本郵政グループの企業価値向上の観点からは、学資保険はもとより死亡保障商品等の販売量増大を企図していると考えられ、その結果、民業が圧迫されることを強く懸念する。
- 郵政民営化委員会においては、かんぽ生命が「日本郵政グループの企業価値向上」を図るために、「公正な競争条件」が確保されていないなかで、「他の生命保険会社との適正な競争関係の確保」を阻害することがないかどうか、学資保険のみならず、他の商品の販売計画および収支計画について十分な確認・検証を行うべき。
- 現時点では、そうした確認・検証は不十分であり、学資保険の改定は到底容認できない。